

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市市営住宅長寿命化計画について

意見募集期間

令和3年（2021年）

11月10日（水）～12月1日（水）

お問い合わせ先：都市部市営住宅課

電話 046-822-9781（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

1 提出期間 令和3年（2021年）11月10日（水）から12月1日（水）まで

2 あて先 都市部 市営住宅課 施設計画係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・都市部市営住宅課（横須賀市役所分館3階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 都市部市営住宅課

(3) ファクシミリ

046-822-8537

(4) 電子メール

ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。

横須賀市市営住宅長寿命化計画の概要

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

今後、本市における人口及び世帯数は減少することが見込まれ、従来の管理戸数を増やすという考え方ではなく、適正な管理戸数へと削減し、ストックを総合的に活用する考え方へと切り替えていく必要があります、適正管理に向けた計画とします。

また、本計画では、市営住宅に関する上位、関連計画との整合を図りながら、必要なデータの整理、効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法の選定、長寿命化のための事業予定等、計画策定にあたり国が策定した「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年8月改定）」などで要請されている内容を網羅した新たな長寿命化計画の策定を行います。

(2) 計画の位置づけ

国が、公共施設の維持管理・更新等を着実に推進することを目的として、「インフラ長寿命化基本計画（平成25年（2013年））」を策定したことにより、施設を管理・所管する地方公共団体においても、行動計画となる「公共施設等総合管理計画」、及び施設の長寿命化計画にあたる個別計画の策定が求められました。

本計画は、本市における市営住宅の長寿命化に向けた計画的な維持・保全に関する方針を定めるものであり、既に策定した「横須賀市 FM 戦略プラン（令和元年（2019年）7月）」や「横須賀市公共施設保全計画（令和2年（2020年）3月）」などと併せて、建物系の個別計画として位置付けます。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、管理する住宅ストック全体の点検・修繕・改善サイクル等を勘案した上で一定期間を確保する必要があることから、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

なお、計画内容は、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じ、概ね5年後に見直しを行うものとします。

2 計画の構成

序 章 市営住宅長寿命化計画の目的

- 1 市営住宅長寿命化計画の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成

- 第1章 市営住宅ストックの状況
 - 1. 1 横須賀市の概要
 - 1. 2 市営住宅ストックの現状
 - 1. 3 入居者の状況
- 第2章 長寿命化に関する基本方針
 - 2. 1 スtockの状態の把握・修繕の実施・データの管理に関する方針
 - 2. 2 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの削減に関する方針
- 第3章 団地別・住棟別の事業手法の選定
 - 3. 1 対象住宅の抽出
 - 3. 2 団地別・住棟別の事業手法の選定
 - 3. 3 事業手法の選定
- 第4章 市営住宅における各種実施方針
 - 4. 1 点検の実施方針
 - 4. 2 計画修繕の実施方針
 - 4. 3 改善事業の実施方針
 - 4. 4 建替事業の実施方針
- 第5章 長寿命化のための事業実施計画
 - 5. 1 事業実施対象団地
 - 5. 2 計画修繕・改善事業の実施予定一覧
- 第6章 長寿命化のための維持管理による効果
 - 6. 1 ライフサイクルコストの算出
 - 6. 2 維持管理による効果のまとめ

3 今後のスケジュール

令和4年2月 計画の決定

令和4年3月 市議会3月定例議会において一般報告